

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十四条第一項第十一号の規定に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者を指定した件

（平成二十九年九月十九日経済産業省告示第二百十二号）

最終改正 令和元年七月三十一日経済産業省告示第七十二号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十四条第一項第十一号の規定に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者を次のとおり指定したので告示する。

再生可能エネルギー発電設備の種類	電気事業者
太陽光発電設備	北海道電力株式会社、東北電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州

風力発電設備	
電力株式会社、 沖縄電力株式会社	電力株式会社、 北海道電力株式会社、 東北電力株式会社、 北陸電力株式会社、 中国電力株式会社、 四国電力株式会社、 九州電力株式会社

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び一般送配電事業者等を指定する告示（平成二十八年経済産業省告示第百八号）は、廃止する。

附 則（令和元年七月三十一日経済産業省告示第七十二号）

この告示は、公布の日から施行する。